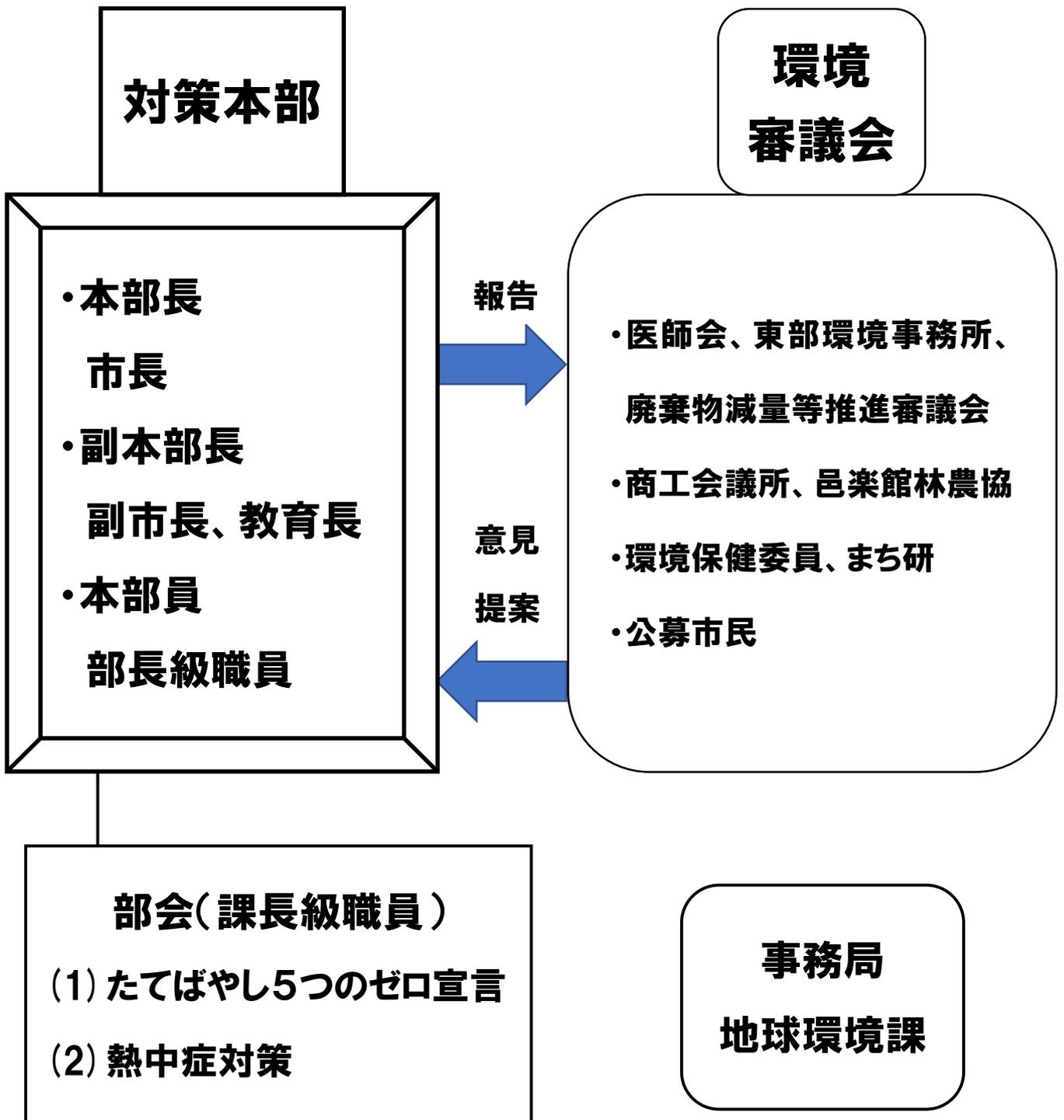


# 館林市気候変動対策本部

1. 部会において、各分野の計画策定及び事業実施を行い、対策本部がこれを総括する。
2. 対策本部は、その結果を環境審議会に報告し、意見・提案を求める。
3. 環境審議会からの意見・提案について、事務事業に反映できるものは積極的に導入する。



## 館林市気候変動対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するとともに、夏季における熱中症対策に対応するため、館林市気候変動対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) たてばやし5つのゼロ宣言（令和2年12月21日）に関すること。
- (2) 熱中症対策に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、対策本部を掌理する。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、庁議の構成員をもって充てる。

### (対策本部会議)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議を開催することができる。

- 2 対策本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 本部長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 対策本部の補助組織として、事務局を地球環境課に置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、地球環境課長をもって充てる。
- 4 事務局は、対策本部及び部会の庶務を行うものとする。

### (部会)

第6条 対策本部に次の部会を置き、各分野の計画策定及び事業実施に当たる。

- (1) たてばやし5つのゼロ宣言部会
- (2) 熱中症対策部会

- 2 部会の委員は、本部長が指名する者及び地球環境課長とする。
- 3 部会に、部会長を置き、地球環境課長をもって充てる。
- 4 部会長は、当該部会を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、当該部会に属する委員で部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 6 第4条の規定は、部会の会議について準用する。
- 7 部会長は、部会の結果を対策本部に報告する。

(市民等との協働)

第7条 対策本部は、所掌事項の計画策定及び事業実施結果について、館林市環境審議会に報告し、意見、提案等を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。